

多摩市市民自治基本条例(案)

前 文

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たち市民は、ここに集い、あるいはここで生まれ、暮らし、働き、学び、育ち、命を育み、命を終え、それぞれの歴史を刻んでいます。

この大切な私たちのまちを、誰にとっても暮らしやすく、生きていて楽しいと感じることのできるまちにするために、私たち市民は、ともに力を合わせていかなければなりません。そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわっていくことが必要です。

このことは、市民自治の原点であり、地方分権の流れの中で、これを確実なものとすることが求められています。

私たちは、誰もが市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、市民の自治が保障される地域社会の創造を目指し、ここに、多摩市市民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、多摩市のまちづくりにおける、市民、議会、市の役割や責務を明らかにし市民自治の基本原則を定めることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例においての用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 市民とは、多摩市に住み、働き、学ぶ全ての人のことをいいます。
- (2) 市民自治とは、主権者としての市民が主体的に地域課題等の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- (3) まちづくりとは、前文に掲げた理念を市民自治に基づき実現することをいいます。
- (4) 協働とは、多摩市を構成する個人や団体がそれぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、相互に助け合い、協力することをいいます。
- (5) 参画とは、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。

第2章 基本原則

第1節 基本原則

(基本原則)

第3条 市民、議会、市は、この条例を多摩市の最高規範として、尊重する責務を負い、まちづくりの担い手としてそれぞれの立場を理解し、協働しながら、市民自治を推進します。

第2節 市民の役割

(市民の権利)

第4条 市民は、市民自治の主体であり、まちづくりをする権利を有します。

2 市民は、まちづくりの実践を積み重ねながら、市民自治を拡充します。

- 3 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりをする権利を有します。
- 4 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることはありません。

(市民の義務)

- 第5条** 市民は、自主、自律的な市民の活動をお互いに尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 2 市民は、その権利の行使にあたっては常に市民全体の公共の福祉、次世代への責務、多摩市の将来に配慮します。

第3節 コミュニティの役割

(コミュニティ)

- 第6条** コミュニティとは、市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活をおくことを目的とし、自主的に結ばれた組織及び集団をいいます。
- 2 市民は、まちづくりを多様に支えうる自主的、自律的なコミュニティの役割を認識し、尊重します。

第4節 議会の役割

(議会)

- 第7条** 市民の総意に基づき、多摩市に議事機関として議会を設置します。
- 2 議会は、市民自治の役割を認識して、その構成する組織及び運営を定めます。
 - 3 議会は、市民の多様な意思を反映するため、常に市が適正な行政運営を行っているかを監視するとともに、市民に対してそれを明らかにします。
 - 4 議会は、議事機関として、多摩市の重要な政策決定等を行います。
 - 5 議会は、議員が立法の活動を迅速に行えるように自律的な組織体制を整備します。
 - 6 議会は、市民と意見交換を十分に行い、立法過程から情報を共有します。
 - 7 議会は、公開とし、市民に開かれた場とします。

第5節 市の役割

(市の責務)

- 第8条** 市は、市民の意思を取り入れ、市民参画を基本とし、総合的かつ迅速な行政運営を行います。
- 2 市は、重要な計画等を策定する場合、市民に複数の計画案を提示します。
 - 3 市は、市民に対して説明責任及び応答責任を果たします。
 - 4 市は、市民の自主的、自律的な活動に対しその役割を理解し、必要に応じて支援、協働します。

(市の体制)

- 第9条** 市民の信託に基づき、多摩市に市の代表者として、市長をおきます。
- 2 市は、国・東京都との対等性の明確化を図り、多摩市のまちづくりは、自己の判断と責任において、自ら定め、自ら処理します。
 - 3 市は、公正、公平で効率的な行政運営を行います。
 - 4 市職員は、その行使する権限が市民の信託に基づいていることを自覚し、公共の福祉の

向上のため、その職務を誠実に果たします。

5 市は、市民との協働に必要な政策調整能力を備えた市職員の育成を行いません。

第6節 自治体間の連携

(自治体間の連携)

第10条 市民は、様々な取組を通じて、市外の人々との連携を図り、知恵や意見をまちづくりに活用します。

2 市は、近隣自治体と情報の共有及び相互理解を図り、公共施設の相互利用など連携したまちづくりを推進します。

3 市は、自治の確立と発展が国際的に重要であることを認識し、国際交流及び連携に努めます。

第3章 情報の共有

(情報共有の原則)

第11条 市民と市は、自らが考え行動するという市民自治の理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有します。

2 市民は、市のすべての情報について知る権利を有します。

(情報公開)

第12条 市は、市政に関して、市民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を公開します。

2 市は、情報共有のために総合的な情報公開制度の整備を推進します。

3 市が作成するすべての文書等は、市民にわかりやすい表現を用います。

(説明・応答責任)

第13条 市は、市政の運営における公正の確保と透明性の向上をはかるため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。

2 市は、市民の意見、要望、苦情等の申し立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに応答します。

(個人情報の保護)

第14条 市が、個人情報を収集するときは、利用目的を明らかにします。

2 市は、公表した利用目的以外に個人情報を利用することはできません。また、市民が個人情報を利用する際には、その個人の権利が侵害されないように配慮します。

3 市は、自己の個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障します。

第4章 参画・協働

第1節 参画の原則

(参画の権利)

第15条 市民は、市の計画立案・策定・決定・実施・評価の各段階に参画する権利を有します。

第2節 計画策定への参画

(計画策定への参画)

第16条 市は、総合計画をはじめ重要な計画策定及び条例制定にあたっては市民の多様な参画を保障します。

- 2 市は、計画策定等に着手するときはその計画の概要、策定スケジュールとともに市民参画の手法を公表し、市民に意見を求めます。
- 3 市は、多様な参画手法を用意し、多くの人が参画できるように工夫します。
- 4 市は、計画策定等の進行状況及び議事録等を公開します。
- 5 市は、計画策定等にあたって、その計画の対象者の参画を保障します

(予算策定への参画)

第17条 市民は、市が行う予算編成にあつて予算に関する提案をすることができます。市は、出された提案及び市の対応について公開します。

- 2 市は、市民が予算に関する理解を深めることができるように十分な情報提供に努めます。

(審議会等への参画)

第18条 市は、市政の重要課題に対し、市民と協働して解決するために、審議会等を設けることができます。

- 2 審議会等の市民委員は公募を原則とし、市は選考結果とその理由を明らかにします。
- 3 審議会等の委員の任期は、2期を限度とします。
- 4 市民委員の重複は、避けることとします。
- 5 公募した市民委員の決定にあつては、男女比、年令構成、地域構成に配慮します。
- 6 市は、会議を開催するにあつては、開催日時、場所、審議項目を事前に市民に知らせます。
- 7 審議会等は公開とし、会議録、資料等も公開します。

パブリックコメント

(市民意見表明制度)

第19条 市は、条例の制定及び改正や廃止、政策策定時における中間と決定時に広く市民に意見を求めます。

- 2 市民は、市に対して具体的な提案を行うことができます。市は、市民からの提案を尊重します。

(市民意見聴集制度)

第20条 市は、まちづくりの重要な課題について多摩市に住み、働き、学ぶ幅広い市民から意向を確認するため意見聴集制度を実施します。

- 2 市民、議会、市は、市民意見聴集の実施を提案することができます。
- 3 市は、市民意見聴集の目的、対象者、結果の扱いについては事前に明らかにします。

第3節 実施への参画

(実施への参画)

第21条 事業の実施にあたり市と市民は、協働し、市民力を活かした活動が図られるように努めます。

- 2 市は、地域の問題を解決するために、NPO（非営利活動団体）、コミュニティ、大学等との協働を進めます。

第4節 評価への参画

（政策・事業評価への参画）

第22条 市民は、市が行っている政策、事業に対し評価することができます。

- 2 市は、前項の評価を次の年度の予算編成に活かします。

第5節 参画の支援

（参画の支援）

第23条 市は、市民が参画する権利を行使しやすい環境を整備します。

- 2 市は、年度当初、その年度に行う予定の市民参画スケジュールを市民に知らせます。

第5章 住民投票

（住民投票）

第24条 市は、多摩市にかかわる重要事項について、直接、住民（住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録された者を言います。以下この条において同じものとします。）の意思を確認するため住民による、住民投票制度を設けることができます。

- 2 住民、議会、市は、住民投票を発議することができます。
- 3 住民は、多摩市にとって重要と認める事項について有権者の50分の1の連署で、市長に、住民投票を発議するよう提案することができます。市長は、住民の意思を尊重して取り扱います。
- 4 住民投票を行うときは、市長は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その結果を尊重します。
- 5 住民投票に参画できる者の資格、その他必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

第6章 推進機関の設置等

（市民自治推進委員会の設置）

第25条 市は、この条例に沿った市民自治の推進に努めるため、市民自治推進委員会を設置します。

- 2 市民自治推進委員会は、市民自治の実施状況を把握し、課題を明らかにし、市民自治の推進に努めることを目的とします。
- 3 市民自治推進委員会の役割は、次のとおりとします。
 - (1) この条例に沿った市民自治の推進
 - (2) この条例に沿った検証及びその検証結果の公表
 - (3) この条例の見直しの提案
- 4 市民自治推進委員になる者の資格は、市民とします。
- 5 市民自治推進委員会の定数は10人とし、委員の構成は市議会議員2人、市民6人、市職員2人とします。
- 6 市民自治推進委員の任期は、2年とします。
- 7 その他必要事項は、別に条例で定めます。

(救済機関)

第26条 市民の権利侵害の救済を目的として、救済機関を設置します。

2 前項で定める救済機関については、条例で定めます。

第7章 条例の位置付け等

(条例の位置付け等)

第27条 議会及び市は、この条例の内容に即して、各分野別の基本条例の制定を推進し、他の条例、規則その他の規程の整備をします。

2 議会及び市は、既存の条例、規則その他の規程を、この条例に沿って改正します。

3 議会及び市は、新たに条例、規則その他の規程を定めようとする場合においては、この条例に定める事項を遵守します。

(委任)

第28条 この条例の施行に際し、必要な事項は別に定めます。

附 則

この条例は、2003年(平成15年)4月1日から施行します。

2 多摩市市民自治基本条例(案)逐条解説

前 文

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たち市民は、ここに集い、あるいはここで生まれ、暮らし、働き、学び、育ち、命を育み、命を終え、それぞれの歴史を刻んでいます。

この大切な私たちのまちを、誰にとっても暮らしやすく、生きていて楽しいと感じることのできるまちにするために、私たち市民は、ともに力を合わせていかなければなりません。そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわっていくことが必要です。

このことは、市民自治の原点であり、地方分権の流れの中で、これを確実なものとすることが求められています。

私たちは、誰もが市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、市民の自治が保障される地域社会の創造を目指し、ここに、多摩市市民自治基本条例を制定します。

解説：前文は、この条例全体を貫く理念を表すものです。

その理念として、私たちは、次のことを検討しました。

「市民主権の宣言」「多摩市のアイデンティティ(多摩市らしさ)」「公共の福祉の向上」「条例の最高法規性」「人権」といった、これまでのワークショップで集約されたスケルトン(骨組み)に合わせ基本的な考え方を述べ、この条例の理念にしました。

具体的には、まず初めに、このまちのアイデンティティを「私たちの住む多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです」としました。

これは多摩市民にとっては、身近であたりまえのことのようですが、外から多摩市を眺めた場合、市民一人当たりの公園の広さが都内で第2位であったり、多摩市に住み続けた市民が9割を超える等、まさに、多摩市の良好な住環境を象徴しているものとして、最初に記述しました。

次に、私たちのまちの成り立ちを考えると、「私たち市民はここに集い」という文章の「集い」という言葉に「ニュータウンの開発にあわせ全国から市民が集まってきた」という意味合いをもたせ、「集い」を先頭にし、「ここに生まれ」に、ニュータウンの開発前より居住していた市民の方々と全国から集った方々から誕生した子どもたちがすでに融合し、さまざまな住み・働き・学ぶ市民の有形・無形の活動と協力の上にまちづくりがおこなわれてきたことを謳いました。

さらに次の段落で、この良好な住環境をもった私たちのまちを守り育てる主体は、行政ではなく市民であるという「市民主権の宣言」を行いました。

そして、市民一人ひとりの人権が尊重され、この前文の理念を達成するためには、市民自治の拡充が不可欠であり、ハード・ソフトのまちづくりを包括し、それぞれの市民が思い描く理想のまちを総合的な理念とし、そのまちづくりを実現する手段が「市民自治の拡充」であるという整理をおこないました。

ワークショップの中では、「まちづくり」という言葉が大きな概念を指していることから、「不明確で何を指すのか」という意見もありましたが、上記で述べたとおり市民がそれぞれ持っている理想とするまちをつくることが本条例の「目的」であり、市民自治はそれを

達成するための「手段」であるという観点から、「まちづくり」という言葉を使うと共に、条文中の「まちづくり」と言葉について再度、その条文中にふさわしい文言がないか精査を行いました。

また、最高法規性については、憲法との関係等から、第3条に「最高規範」という記述をしました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、多摩市のまちづくりにおける、市民、議会、市の役割や責務を明らかにし市民自治の基本原則を定めることを目的とします。

解説：日本国憲法は国と国民の間における国民の信託にもとづく権利と義務の基本的ルールを列記したものです。

それと同じように、市民自治基本条例の目的は、「市民に身近な地方公共団体である『市』に対して何を信託し、互いにどのような役割を担うべきであるか」という点について、基本ルールを定めることであると整理しました。

そして主権者としての「市民」、間接民主主義制度における市民の代表である議事機関としての「議会」、基礎的な公共サービスを提供する主体としての「市」、それぞれの「まちづくり」にあたっての、「役割」と「責務」を定めることを目的として掲げました。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 市民とは、多摩市に住み、働き、学ぶ全ての人々をいいます。
- (2) 市民自治とは、主権者としての市民が主体的に地域課題等の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- (3) まちづくりとは、前文に掲げた理念を市民自治に基づき実現することをいいます。
- (4) 協働とは、多摩市を構成する個人や団体がそれぞれの果すべき責務と役割を自覚し、相互に助け合い、協力することをいいます。
- (5) 参画とは、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。

解説：用語の定義では、(1)市民、(2)市民自治、(3)まちづくり、(4)協働、(5)参画を定義しました。ワークショップでの検討の中では、この他「市」、「議会」についての定義も必要、という意見が相当数のグループからありましたが、「市」、「議会」については、憲法及び地方自治法に定義されており、改めて定義する必要はなからうと考えました。

この「用語の定義」は、市民がこの条例を読むにあたり、認識を共通にしておく必要があるものに限ろうということで、「市民」、「市民自治」、「まちづくり」、「協働」、「参画」というものに限りました。

ちなみに「市」とは、議会を除く行政の執行機関をいい、「多摩市」とは、私たちが暮らすこのまち全体を指していいます。

第2章 基本原則

第1節 基本原則

(基本原則)

第3条 市民、議会、市は、この条例を多摩市の最高規範として、尊重する責務を負い、まちづくりの担い手としてそれぞれの立場を理解し、協働しながら、市民自治を推進します。

解説：市民と議会と市の役割として、この条例を多摩市の最高規範として尊重するという項目を改めて、「基本原則」の要として設けました。

内容としては、市民と議会、市がこの条例を尊重するということと、それぞれの立場を理解しながら市民自治の実現に努力しなければならないということを盛り込みました。

市民自治の確立のための最高規範として定めた主な根拠は、市民、議会、市が前文に掲げるまちづくりの理念の実現のために(1)まちづくりをする権利の拡充、(2)協働のあり方の明確化、(3)情報の共有、(4)参画の実践を通じて主体的に自らの役割と責務を明らかにすることにあります。

第2節 市民の役割

(市民の権利)

第4条 市民は、市民自治の主体であり、まちづくりをする権利を有します。

2 市民は、まちづくりの実践を積み重ねながら、市民自治を拡充します。

3 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりをする権利を有します。

4 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることはありません。

解説：日本国憲法が国と国民の権利や義務の信託関係を列記しているように、地方分権の流れのなかで、市民が身近な地方自治体に何を信託し何を市民自身が担っていくのかということ列記したものはないことから、それを条例で定めることが必要であろうと考えました。

この意味で本条例は「地方自治体の憲法」とも言えます。そこで、この市民自治基本条例を定めることによって、私たち市民と自治体やその首長、議会とがまちづくりにおける担い手として果すべきそれぞれの役割を明確にしました。

市民は、前文に掲げるまちづくりの理念を実現するための権利を有します。つまり、市民にはまちづくりの理念である「多摩市民として誰にとっても暮らしやすく、生きていて楽しいと感じること」ができるように憲法の定める基本的人権（前文掲載：一人ひとりの人権が尊重され～）が保障されているのです。そしてまちづくりをする権利の実践を通じて市民が主権者として主体的に自らの権限を行使し、自らの役割と責任を見出していくことは憲法第92条の「地方自治の本旨」の趣旨である市民自治を拡充するものと考えます。

第1項について

現行の地方自治法の定める範囲内でも、参政権、選挙権、被選挙権、公職就任権、解職及び解散を請求できる権利(長や議会のリコール)、条例の直接請求権、行政サービスの享受権、知る権利など、行政に対して市民の行使できる多くの権利を市民は持っています。

これらの権利を多摩市市民自治基本条例で列記することは、市民自治の担い手である市

民、自治体とその首長、議会の役割・責務をよりいっそう明確にするものと考えられますが、その根底にある「市民自治」を考えると、これらの法律等で定められている権利を大きく包括する、「自分の地域のことは自分で決める」という自治の原点を規定することが必要であり、前述した個々の権利は、市民自治の目的を達成するための手段や手法であることから、個々には記述することはしませんでした。

第2項について

市民自治は絶え間ない市民のまちづくりの実践によって拡充されるものです。具体的には、市民の誰もがまちづくりの主権者として主体的に考え、行動する、この実践を通じて市民自治が拡充すると考えました。それは前文に掲げる「私たちは誰しものが多摩市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、まちづくりへの主体的な参画が保障される地域社会の創造の確立」の理念の実現につながるものです。

第3項について

まちづくりに対して影響を受けるのは大人だけではないように、まちづくりを担うのも大人だけではありません。自治体にかかる財政や自然環境、街の状況は大人だけの財産だけでなく、これからの未来を担う青少年及び子ども（未成年者）の財産でもあります。

このような観点から、まちづくりの決定に青少年及び子どもも関わっていくことは当然のことです。そして子どもも具体的なまちづくりに対してかかわっていくことは多摩市の将来にとって大事なことです。

第4項について

特定の市民が積極的にまちづくりに参画したとしても、それに応じた利益がその市民だけに享受されるわけではありません。本条文は、たとえまちづくりに参画できなくても、まちづくりをする権利も保障され、また生活に伴う大事な情報は市民や市が徹底して共有していくことを保障するというものです。

（市民の義務）

第5条 市民は、自主、自律的な市民の活動をお互いに尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。

2 市民は、その権利の行使にあたっては常に市民全体の公共の福祉、次世代への責務、多摩市の将来に配慮します。

解説：市の執行機関や議会などには、市民が担うことができない活動を行なう責務と権限がありますが、そもそも市民が執行機関や議会に対して公共信託をしているという点から執行機関や議会のもつ責務と同等の責務を負うことはできません。

検討の中では、市民の発言と行動の結果に責任を課すと、自由な発言が妨げられるのではないかという指摘がありましたが、市民に自由な発言と行動を保障する以上、保障された権利の行使にあたっては、公共の福祉を享受する様々な市民の権利に侵害を及ぼさないような配慮として、自身の発言と行動に責任をもつことは、表裏の関係であると考え「自主、自律的な市民の活動をお互いに尊重する」という文章を加筆して「責任」という表現

をのこしました。

第3節 コミュニティの役割

(コミュニティの権利)

第6条 コミュニティとは、市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活をおくことを目的とし、自主的に結ばれた組織及び集団をいいます。

2 市民は、まちづくりを多様に支えうる自主的、自律的なコミュニティの役割を認識し、尊重します。

解説：地域社会に存在する様々な生活者の関わり合いを定義することは一様ではありません。本条文では、地域に存在する多様な結びつきが大事であるということを明記しました。

自治会やNPO(非営利活動団体)など様々な結びつきが果す役割は一人ひとりの生活者を生き生きとさせ、また一人で解決できない課題をサポートする役割を果します。

近隣のつながりで生まれる様々な助け合いの大切さは、今、見なおされています。また、市民がまちづくりをすることは市や議会との協働ではありません。市民同士の様々な活動が存在し、市民が互いに活動を尊重し合うことが自主性や自律性を高めるものと考えます。

第4節 議会の役割

(議会)

第7条 市民の総意に基づき、多摩市に議事機関として議会を設置します。

2 議会は、市民自治の役割を認識して、その構成する組織及び運営を定めます。

3 議会は、市民の多様な意思を反映するため、常に市が適正な行政運営を行っているかを監視するとともに、市民に対してそれを明らかにします。

4 議会は、議事機関として、多摩市の重要な政策決定等を行います。

5 議会は、議員が立法の活動を迅速に行えるように自律的な組織体制を整備します。

6 議会は、市民と意見交換を十分に行い、立法過程から情報を共有します。

7 議会は、公開とし、市民に関われた場とします。

解説：第1項について

日本国憲法第93条で議会の設置が規定されていますが、本来の憲法第92条の「地方自治の本旨」の精神から、市民の総意によって議会が設置されていることを明確に謳ったものです。これからの地域のことは地域で決めるという地方分権の流れの中で、議事機関としての議会の果す役割はより一層大きくなることと考えます。

第2項について

議会は日本国憲法第92条による「地方自治の本旨」の住民自治の代議機関であり、市民の信託に基づくものであるとの認識のもと、自律的な委員会の設置や運営方法の手続きを定めることを記述しました。

第3項について

議会は、執行機関と車の両輪として常に適正な行政運営が行われているか、牽制、監視

するとともに、市民に対しその状況を明らかにすることを記述しました。

第4項について

議会は、市民の代議機関として、多摩市の重要事項について議決する権限を有することを記述しました。

第5項について

議会における立法機能の充実のため、議会事務局等の政策法務を支援する職員体制の整備を記述しました。

第6項について

議会が条例等の新たな立法をする場合については、市民との意見交換を十分に行うとともに、情報の共有化が必要であることとしました。

第7項について

現行においても、多摩市議会の公開性は、他市と比べても高いものですが、より一層の手法の工夫等が図られるようにすることが必要であると考えます。具体的には、傍聴人規則の見直し、休日・夜間議会の開催、公聴会、参考人制度の活用、住民懇談会（仮称）の開催、子ども議会の機能充実化や、ケーブルテレビを活用した議会中継等の意見がだされました

第5節 市の役割

（市の責務）

第8条 市は、市民の意思を取り入れ、市民参画を基本とし、総合的かつ迅速な行政運営を行います。

2 市は、重要な計画等を策定する場合、市民に複数の計画案を提示します。

3 市は、市民に対して説明責任及び応答責任を果します。

4 市は、市民の自主的、自律的な活動に対しその役割を理解し、必要に応じて支援、協働します。

解説：市民の参画を行政運営の根幹に位置付け、行政の意思決定のプロセスに何らかの市民参画のないものは、決定することができないことを記述したものであり、その前提として、重要な計画等の作成にあたっては、そのプロセスにおいて複数の案を提示し、市民の選択と責任による市民自治の拡充が図られることを目指すものです。

また、市は、市民に対して意思決定等に関する説明責任(アカウントビリティ)を負う事は当然として、市民の問いかけに対して応答する責任(レスポンスビリティ)があることを明確にしました。

さらに、市民の自主的、自律的な活動に対しては、それを尊重するとともに、必要に応じて対等な公共的なサービスを提供する主体として、市が活動環境の整備等、側面的な支援や具体的な協働を行うことを記述しました。

(市の体制)

第9条 市民の信託に基づき、多摩市に市の代表者として、市長をおきます。

2 市は、国・東京都との対等性の明確化を図り、多摩市のまちづくりは、自己の判断と責任において、自ら定め、自ら処理します。

3 市は、公正、公平で効率的な行政運営を行います。

4 市職員は、その行使する権限が市民の信託に基づいていることを自覚し、公共の福祉の向上のため、その職務を誠実に果します。

5 市は、市民との協働に必要な政策調整能力を備えた市職員の育成を行いません。

解説：議会と同様に、二代表制の中で、市民の総意により市の代表として市長を置くことを初めに明記しました。

また、地方分権改革による、機関委任事務が廃止されることにより、今まで国の出先機関的に扱われてきた地方自治体は、国や都道府県と対等な関係となりました。

これは、「市民の身近な地域の政策決定は、地域で」という地域の自己決定権の確立が実現されつつあることを意味しており、対等性とともにも多摩市が国や都道府県から自立していくことを記述したものです。

また、行政の永遠のテーマである、「最少の経費で最大な効果を追求する」とともに、市民にとって公正で公平な行政運営をおこなうことを規定しました。

さらに、市職員は、その行使する権限が市民の信託に由来していることを自覚し、その職務を遂行することが大切であること、今後の地方分権型の地域社会を考えると、市民参画や協働のコーディネートのできる職員が求められていることから、そのような職員の育成が必要であるということを示しました。

第6節 自治体間の連携

(自治体間の連携)

第10条 市民は、様々な取組を通じて、市外の人々との連携を図り、知恵や意見をまちづくりに活用します。

2 市は、近隣自治体と情報の共有及び相互理解を図り、公共施設の相互利用など連携したまちづくりを推進します。

3 市は、自治の確立と発展が国際的に重要であることを認識し、国際交流及び連携に努めます。

解説：市民の様々な活動は、交通機関の発達や利便性の向上から、市域に限定されることなく、広く近隣の地域に広がりつつあります。そのような中で、市民活動の広域化とあわせて、地方自治体としても、近隣自治体との連携をはかり、公共施設等の相互利用の推進など、広く近隣地域を含む市民の利便性の向上を推進することを述べました。

また、市内の外国人の増加や国際化の進展にあわせ、市町村レベルの国際交流等について記述しました。

第3章 情報の共有

(情報共有の原則)

第11条 市民と市は、自らが考え行動するという市民自治の理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有します。

2 市民は、市のすべての情報について知る権利を有します。

解説：多摩市には、「多摩市情報公開条例」があり、その目的とするものと、市民自治基本条例では自治の実現に必要な「自ら考え行動するため情報共有の制度を設けよう」という目的を合わせて、第1項があります。

第2項は、「市民は知らされる権利を有する」、「市民に有益無益に関わらず情報は知らされるべきだ」という意見もありましたが、自治の基本である「知る権利」と整理しました。

(情報公開)

第12条 市は、市政に関して、市民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を公開します。

2 市は、情報共有のために総合的な情報公開制度の整備を推進します。

3 市が作成するすべての文書等は、市民にわかりやすい表現を用います。

解説：「情報公開」は、自治の基本である情報の共有の第一歩として、規定しました。また、そのための総合的な制度を整備すると共に、市が作成する文書等は、わかりやすい表現で作成することを義務付けました。

(説明・応答責任)

第13条 市は、市政の運営における公正の確保と透明性の向上をはかるため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。

2 市は、市民の意見、要望、苦情等の申し立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに応答します。

解説：市民が市に求める説明責任としては、「市民の要望意見には速やかに対応すること」、「市は提案が出された場合、具体的に回答すること」は当然のこととして、重要なことは意思決定の過程の説明責任(アカウタビリティ)であることを規定しています。

さらに、市民の意見、要望、苦情等については、その事実関係を速やかに調査し、市民に対して回答する応答責任(レスポンシビリティ)があることを明記しました。

(個人情報の保護)

第14条 市が、個人情報を収集するときは、利用目的を明らかにします。

2 市は、公表した利用目的以外に個人情報を利用することはできません。また、市民が個人情報を利用する際には、その個人の権利が侵害されないように配慮します。

3 市は、自己の個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障します。

解説：「多摩市個人情報保護条例」では、市内の事業者個人情報保護の協力規定を設けるとともに、行政の個人情報の取扱いについて規定しています。ここではその重要な部分を再掲するとともに、市民同士においても、各個人の情報を取扱うときは、人権に配慮することを求めています。

さらに、行政が持っている市民自身の情報を開示・訂正・削除する権利等を明示しました。

第4章 参画・協働

第1節 参画の原則

(参画の権利)

第15条 市民は、市の計画立案・策定・決定・実施・評価の各段階に参画する権利を有します。

解説：行政運営の全ての場面に、市民が参画することは、市民自治の原点であり、市民の権利であることを宣言しています。

具体的な内容については、第16条以下で規定しています。

第2節 計画策定への参画

(計画策定への参画)

第16条 市は、総合計画をはじめ重要な計画策定及び条例制定にあたっては市民の多様な参画を保障します。

2 市は、計画策定等に着手するときにその計画の概要、策定スケジュールとともに市民参画の手法を公表し、市民に意見を求めます。

3 市は、多様な参画手法を用意し、多くの人が参画できるように工夫します。

4 市は、計画策定等の進行状況及び議事録等を公開します。

5 市は、計画策定等にあたって、その計画の対象者の参画を保障します。

解説：ここでは、市民参画の権利実現の一つとして「計画策定への参画」を規定しました。しかし、全ての行政計画に深く参画することを市民に対して要求することは、現実的ではなく、「総合計画をはじめ重要な計画と重要な条例」で「市民の多様な参画を保障する」とこととしました。

第2項について

市長はその年度に実施される重要な事業を選び、着手時に、その「計画の内容」、「スケジュール」、「市民参画の手法」を一定の期間公表します。その期間内に出た意見を加味し、実施計画を発表することとしました。

例えば、第1項の「重要な計画策定」というところは、市長が年度のはじめに施政方針等で具体的な計画等を提示し、それに基づく計画、今年でいえば「自治条例の策定」もありますし、「学校跡地利用の検討」や、「環境基本計画」など、大きなところを「市民協働でやっていく」というようなことを想定しています。

そして、その計画策定に着手する前に、その「計画の概要」と、「策定スケジュール」、「参画手法」を公表してもらい、何日間か意見を集めます。その期限が来た時点で確定して、速やかにスケジュールに沿って動くというふうにイメージしました。

第3項について

単純な参画だけではなく、ワークショップ、説明会や懇談会など色々な手法を取って、

皆さんが参画しやすい状況をつくるということを入れました。

第4項について

議事録などの計画策定に関わる資料は行政資料室、図書館など公共施設に置き、議事録以外の資料も含め全て公開することとし、これによって、検討途中からの参画も容易なものとなるよう配慮しました。

第5項について

当事者参画という意味で、例えば、子どもの計画には子どもの参画、障がい者の計画には障がい者の参画を保障しようという意味が含まれています。

(予算策定への参画)

第17条 市民は、市が行う予算編成にあつて予算に関する提案をすることができます。市は、出された提案及び市の対応について公開します。

2 市は、市民が予算に関する理解を深めることができるように十分な情報提供に努めます。

解説：予算編成への参画は、市民の提言や提案が実現できるかという点からも重要なところで、現在も、予算編成の際に広く、各種市民団体や市議会会派が予算要望を行います。それを一般的なルールとし、市民も要望を出すということを制度化すべきであると考え、規定しました。

具体的には、ある一定の期間を設けて、予算編成にあつての提案を提出することができるということです。また、その市民の提案に対する市の対応を公開することとしました。

さらに、予算書を含め予算に関するものは、難しく、分かりにくいので、だれもが理解できるような予算書や予算に関する書類などを、分かりやすくしていくことを市の努力目標としています。

(審議会等への参画)

第18条 市は、市政の重要課題に対し、市民と協働して解決するために、審議会等を設けることができます。

2 審議会等の市民委員は公募を原則とし、市は選考結果とその理由を明らかにします。

3 審議会等の委員の任期は、2期を限度とします。

4 市民委員の重複は、避けることとします。

5 公募した市民委員の決定にあつては、男女比、年齢構成、地域構成に配慮します。

6 市は、会議を開催するにあつては、開催日時、場所、審議項目を事前に市民に知らせます。

7 審議会等は公開とし、会議録、資料等も公開します。

解説：参画の重要な手法の一つとして、審議会等の参画があり、これについての一般的なルールを定めました。

審議会等の「等」は、条例に基づかない私的諮問機関といわれる様々な検討機関も含むものとして、広がりをもたせました。

第3項について

2期という期限が長いかわかりませんが、ほとんどの審議会等の任期が2年であることや、1期では審議会の様子がわからず、3期以上では新しい考えが入らないということから2期としました。

(市民意見表明制度[パブリックコメント])

第19条 市は、条例の制定及び改正や廃止、政策策定時における中間と決定時に広く市民に意見を求めます。

2 市民は、市に対して具体的な提案を行うことができます。市は、市民からの提案を尊重します。

解説：「パブリックコメント」という言葉がなじみにくいので、外来語ではない表現にし、「市民意見表明制度」としました。

内容については、市が条例の制定及び改正や廃止を行う際には、政策策定時、中間、そして決定時に広く市民の意見を聞くというもので、これらの市民から寄せられた意見については公表され、市はこれに対して応答する義務があるとしました。

第2項については、市民からの具体的な提案は公表されると共に、尊重されるとしたものです。これは、多摩市において非常に市民活動がさかんで、色々なところで市民案づくりなどが行われています。その市民案づくりは、今のところ、行政に提案したり、議員を通して提案したりするけれども、審議の対象とされるという保障はないところから、市民が自らつくった提案が尊重されて、審議の対象とされるとしました。

(市民意見聴集制度)

第20条 市は、まちづくりの重要な課題について多摩市に住み、働き、学ぶ幅広い市民から意向を確認するため意見聴集制度を実施します。

2 市民、議会、市は、市民意見聴集の実施を提案することができます。

3 市は、市民意見聴集の目的、対象者、結果の扱いについては事前に明らかにします。

解説：「市民意見聴集制度」は、新しい言葉です。住民投票とは別に、まちづくりの重要事項に関わる市民の意向確認をするため行う制度です。市民、議会、市が発議し、市が実施します。「市民」を広い範囲で捉えていますので、住民投票とは異なり、子どもの意見や働いている人の意見を聴集することができる反面、実施を提案できる市民の数の設定や総数の把握がむずかしく、例えば、学生、働いている人などへのアンケートは結果の評価が課題です。このように市民そのものの総数の捉え方や全体の何%に支持されているという評価がとても難しいということから、市民アンケートの目的、対象者、結果の扱いについては事前に定め、明らかにして行うこととしました。

第3節 実施への参画

(実施への参画)

第21条 事業の実施にあたり市と市民は、協働し、市民力を活かした活動が図られるように努めます。

2 市は、地域の問題を解決するために、NPO（非営利活動団体）、コミュニティ、大学等との協働を進めます。

解説：市民自治を実現するにあたっては、市民力を活かした事業の実施が不可欠のものです。

第2項について

具体的な例示は記述すべきではないとの意見もありましたが、従来の協働の対象としての産・官・学という概念を打ち破り、新しい協働の概念として、非営利の市民団体であるNPOや市民の集合体であるコミュニティを象徴的に協働の対象とし、あえて明記しました。その他の協働の対象は「など」の中にその精神を留めています。

第4節 評価への参画

(政策・事業評価への参画)

第22条 市民は、市が行っている政策、事業に対し評価することができます。

2 市は、前項の評価を次の年度の予算編成に活かします。

解説：よりよい市民自治の実現のためには、市が行っている政策、事業に対し、市民が、評価し、見直すことが重要です。また、その評価は、次の年度の予算編成に活かすことによって実効性を高めていきます。

第5節 参画の支援

(参画の支援)

第23条 市は、市民が参画する権利を行使しやすい環境を整備します。

2 市は、年度当初、その年度に行う予定の市民参画スケジュールを市民に知らせます。

解説：第1項については、例えば子育て中の人々が参画しやすくするために保育を用意するとか、障がい者には移送をつけるなどが考えられます。また、これからはメールによる自宅での参画等を規定しています。

第2項について

年度当初にその年度に行う参画スケジュールを市民に知らせることを義務付けています。これは、市長は年度当初、すべての事業の中から具体的なスケジュールを知らせることにより、市民参画の機会を確保するものです。

第5章 住民投票

(住民投票)

第24条 市は、多摩市にかかわる重要事項について、直接、住民（住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録された者を言います。以下この条において同じものとします。）の意思を確認するため住民による、住民投票制度を設けることができます。

2 住民、議会、市は、住民投票を発議することができます。

3 住民は、多摩市にとって重要と認める事項について有権者の50分の1の連署で、市長に、住民投票を発議するよう提案することができます。市長は、住民の意思を尊重して取り扱います。

4 住民投票を行うときは、市長は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その結果を尊重します。

5 住民投票に参画できる者の資格、その他必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

解説：多摩市にかかわる重要事項について、直接、住民の意思を確認するために住民投票を行うことができるとし、これは、多摩市の住民記録台帳に記録された者及び外国人登録原票に記載された者によるものとししました。

また、この住民投票条例の発議は、現行地方自治法の規定により、市(市長提出議案)、議会(議員提出議案)及び住民（有権者の50分の1の連署による直接請求）ができることからこのように規定しました。

住民投票に参画できる者の年齢等の資格やその他必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めることとし、住民投票を行うとき、事前に住民投票の目的を明らかにし、市長はその結果を尊重することとししました。

第6章 推進機関の設置

(市民自治推進委員会の設置)

第25条 市は、この条例に沿った市民自治の推進に努めるため、市民自治推進委員会を設置します。

2 市民自治推進委員会は、市民自治の実施状況を把握し、課題を明らかにし、市民自治の推進に努めることを目的とします。

3 市民自治推進委員会の役割は、次のとおりとします。

(1) この条例に沿った市民自治の推進

(2) この条例に沿った検証及びその検証結果の公表

(3) この条例の見直しの提案

4 市民自治推進委員になる者の資格は、市民とします。

5 市民自治推進委員会の定数は10人とし、委員の構成は市民6人、市議会議員2人、市職員2人とします。

6 市民自治推進委員の任期は、2年とします。

7 その他必要事項は、別に条例で定めます。

解説：この条例の監視役として、「市民自治推進委員会」を設置することにしました。市民自治の推進を目的とし、その主な役割は、(1)この条例に沿った市民自治の推進、(2)この条

例に沿った検証及び公表、(3)この条例の見直しの提案です。

この市民自治推進委員会で、「市民が分かりやすい文書を作成せよ」とか、「条例を改正したらどうか」ということを具体的に提案します。

つまり、この条例がどのように生かされているかということ、実施状況を把握しながら、どういう問題があるかということ、を明らかにし、推進するための機関です。

委員会の構成としては、市民と多摩市議会議員、市職員で、市民が全体の過半数として、市民が主体的に関わっていくこととしました。

このような審議会には、議員や行政職員を参画させないという意見もありましたが、まちづくりは、市民と議会と行政が進めていくということを考えて「三者の協働の場」としました。

(救済機関)

第 26 条 市民の権利侵害の救済を目的として、救済機関を設置します。

2 前項で定める救済機関については、条例で定めます。

解説：この条例に規定する市民の権利(第 4 条)の侵害に対する救済手法の一つとして、救済機関を設置します。

その救済機関の組織・機構については条例で別に定めることとしています。具体的には、第三者機関の行政オンブズマンなどを想定しており、市民は、権利侵害があった場合はこの救済機関に申し立て、同機関が調査し、必要に応じて市へ勧告するというような仕組みです。

第 7 章 条例の位置付け等

(条例の位置付け等)

第 27 条 議会及び市は、この条例の内容に即して、各分野別の基本条例の制定を推進し、他の条例、規則その他の規程の整備をします。

2 議会及び市は、既存の条例、規則その他の規程を、この条例に沿って改正します。

3 議会及び市は、新たに条例、規則その他の規程を定めようとする場合においては、この条例に定める事項を遵守します。

解説：この条例は、市民自治の基本原則を定め、市の多くの場面において情報の共有、市民参画等の手法の義務付け等が求められています。これから制定される市の条例や規則等をはじめ既に制定されている条例等についても、この条例の内容を尊重するよう規定しました。

(委任)

第 28 条 この条例の施行に際し、必要な事項は別に定めます。

解説：この条例は、市民自治の基本原則を定めるもので、予算への参画の手法や救済機関の運営方法等のその実現の具体的な点については、規定していません。これらの必要な事項については別に定めることにしています。

〔附則〕

この条例は、2003年（平成15年）4月1日から施行します。